

**第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン
令和 2 年度結果報告書**

<目次>

1 第四次伊勢原市役所エコオフィスプランについて……………	1
2 令和2年度の各数値目標の達成状況……………	3
3 市役所全体の温室効果ガス総排出量について……………	4
4 主要な数値目標について……………	6
5 日常の環境配慮……………	9
6 公共事業における環境配慮状況……………	14
7 用語解説……………	18

本文中の「※」は巻末の用語解説に記載しています。

1 第四次伊勢原市役所エコオフィスプランについて

(1) 策定の趣旨

「伊勢原市役所エコオフィスプラン」は、「^{※1}地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項の規定に基づく法定計画である、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の事務事業編にあたるものです。

事務事業編は、都道府県及び市町村が当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、^{※2}温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

(2) 計画の目的

「伊勢原市役所エコオフィスプラン」では、事業者としての環境保全への具体的な取組や温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を定め、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

平成 14 年度に第一次の伊勢原市役所エコオフィスプランを策定し、平成 19 年度に第二次伊勢原市役所エコオフィスプラン、平成 25 年度に第三次伊勢原市役所エコオフィスプランが策定され、平成 30 年度に現在の第四次伊勢原市役所エコオフィスプランが策定されました。

(3) 目標の内容

第四次伊勢原市役所エコオフィスプランでは、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）の基準に合わせて、平成 25 年を基準として、同年度の市役所の事務事業から生じた温室効果ガスの排出量（4,363 t - CO₂）を令和 12 年度時点で 40 パーセント削減（▲1,745 t - CO₂）することを目標とします。これは平成 28 年度の排出量（3,636 t - CO₂）の約 28 パーセントの削減（▲1,018 t - CO₂）になります。

本計画では、新たに温室効果ガスの削減目標を設定するとともに、主要な数値目標の見直しを行っています。主要な数値目標は、平成 28 年度実績を基準値とした削減目標を 6 項目設定しており、これらの目標達成を目指すとともに、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

なお、本計画において排出量の削減に取り組む温室効果ガスは、^{※3}エネルギー起源 CO₂ とします。

表 1-1：第四次伊勢原市役所エコオフィスプランの目標

項目	基準年度からの削減率	基準年度
温室効果ガス排出量	40%削減	平成 25 年度
電気使用量	20%削減	平成 28 年度
都市ガス使用量	26%削減	平成 28 年度
プロパンガス使用量	13%削減	平成 28 年度
灯油使用量	13%削減	平成 28 年度
公用車の燃料使用量	13%削減	平成 28 年度
低公害車の導入率	6.1 ポイント改善	平成 28 年度

(4) 計画の期間

計画は、2018 年度（平成 30 年）から 2030 年（令和 12 年）までとします。なお、計画期間が長期にわたることから、国の動向や本計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

(5) 対象範囲

市が直接執行する事務及び事業全般を計画の対象とします。委託、指定管理者制度導入施設等は除きますが、数値等の把握が可能で、本計画と整合性が必要な場合は対象とします。ただし、下水処理に係る事業分野は参考値とし、温室効果ガス排出量の計算からは除外します。

また、本市は、エネルギーの使用量が一定量を超えるため、「^{※4} エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」の特定事業者として指定されており、年に1回法に基づく定期報告書及び中長期報告書を作成、提出しています。

これらの報告書においては、法で定めた地方公共団体のエネルギー管理の範囲に基づき、温室効果ガス排出量算定に、下水処理に係る分野や指定管理者制度導入施設等も含めて報告しています。

表 1-2：報告の対象範囲

対象	本庁舎、消防、幼稚園、廃棄物処理関連施設	下水処理関連施設	指定管理者施設	教育委員会所管施設	公用車に係る燃料
エコオフィスプラン	○	×	△	○	○
省エネ法	○	○	○	×	×

○…含める ×…含めない △…一部含める

(6) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 26 条に基づき、次のとおり算定しています。

表 1-3：温室効果ガス排出量の算定方法

対象	算定方法	排出係数
燃料の使用	(燃料種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12	環境省が公表する「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」を使用
電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	報告年度における ^{※5} 電気事業者別排出係数のうち、基礎排出係数を使用

2 令和2年度の各数値目標の達成状況

(1) 令和2年度の達成状況

表2-1：令和2年度の達成状況

温室効果ガスの目標	基準値 (平成25年度)	令和12年度 目標値	基準値から の削減目標	令和2年度 実績値	目標達成 状況	基準値との 比較	前年との 比較
温室効果ガスの 総排出量	4,363 t-CO ₂	2,618 t-CO ₂	▲40%	2,851 t-CO ₂	△	▲34.7%	▲20.8%

個別の数値目標	基準値 (平成28年度)	令和12年度 目標値	基準値から の削減目標	令和2年度 実績値	目標達成 状況	基準値との 比較	前年との 比較
電気使用量	5,960,275 kWh	4,768,220 kWh	▲20%	5,252,651 kWh	△	▲11.9%	▲9.0%
都市ガス使用量	157,415 m ³	116,487 m ³	▲26%	203,654 m ³	△	+29.4%	+4.9%
プロパンガス	43,868 m ³	38,165 m ³	▲13%	60,040 m ³	△	+36.9%	+57.5%
灯油使用量	48,404 ℓ	42,111 ℓ	▲13%	23,524 ℓ	◎	▲51.4%	▲40.7%
公用車の燃料使用量	131,666 ℓ	114,549 m ³	▲13%	116,361 ℓ	△	▲11.6%	▲3.3%
低燃費車の導入率	50.9%	57%以上	6.1ポイント 改善	61.4 %	◎	10.5ポイント 改善	3.6ポイント 改善

(2) 各数値目標の評価方法

目標達成を「◎」、目標未達成を「△」で示しています。

また、各数値目標の年度の推移は、「3 市役所全体の温室効果ガス総排出量について」と、「4 主要な数値目標について」に記載しています。

(3) 令和2年度の全体概況

令和2年度の市役所全体の温室効果ガス総排出量は、新型コロナウイルス感染症対策による公共施設の利用休止や外出自粛の影響もあり、2,851 t - CO₂（基準値から34.7パーセント削減、前年度から20.8パーセント削減）となりました。

温室効果ガス総排出量は、近年、基準年である平成25年度からの削減は進んでいるものの、削減幅が縮小傾向にありました。令和2年度における削減は、新型コロナウイルス感染症対策の影響による一時的なものと考えられます。

目標としているエネルギー使用量6項目については、「灯油使用量」と「低燃費車の導入率」の2項目は、既に目標達成の水準となりました。

都市ガス及びプロパンガスについては、小中学校へのエアコン導入による灯油からの切り替えが進んでいること等で使用量が増加傾向にあり、現状の推移では削減目標の達成が難しい状況にあります。

3 市役所全体の温室効果ガス総排出量について

表3-1：温室効果ガス排出量の令和2年度実績値

年度	目標値／実績値	
令和12年度	2,618 t-CO ₂	基準値から40%削減
令和2年度	2,851 t-CO₂	基準値から34.7%削減
平成25年度	4,363 t-CO ₂	基準値

(1) 令和2年度実績について

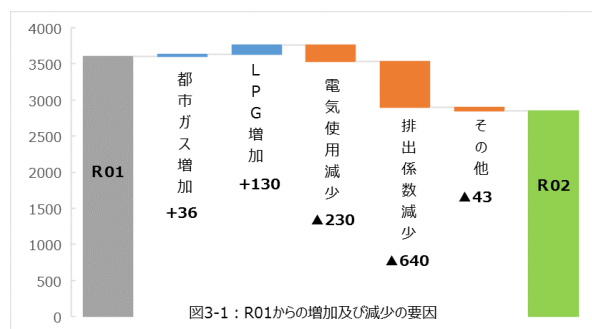
令和2年度の温室効果ガスの総排出量は、2,851 t-CO₂（平成25年度比で34.7パーセント削減）でした。これは、前年の令和元年度と比較すると20.8パーセントの削減となりました。

都市ガス及びLPG（プロパンガス）の使用量は前年度より増加したものの、最も多くの温室効果ガスを排出している電気使用において、公共施設の休館等により、使用量が削減されました。

合わせて、各契約電力会社の基礎排出係数が、前年度より減少したことで、温室効果ガス排出量も減少しました。

表3-2：エネルギー別CO₂排出量の比較(単位：t-CO₂)

	R02	R01	R01との差
	排出量	排出量	排出量
電気	1,690	2,560	▲870
都市ガス	455	419	36
LPG	354	224	130
その他燃料	352	395	▲43
合計	2,851	3,598	▲747

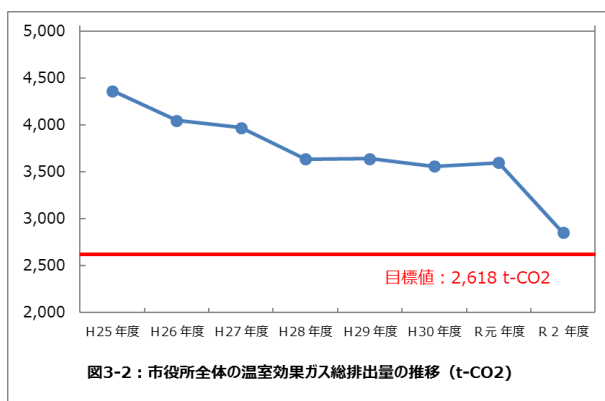


(2) 市役所全体の温室効果ガス排出量の推移

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による自粛の影響を受け大きく削減されました。

表3-3：温室効果ガス排出量の削減率の推移

年度	総排出量[t-CO ₂]	削減量(25年比)	
H25年度	4,363	-	-
H26年度	4,049	▲314	▲7.2%
H27年度	3,970	▲393	▲9.0%
H28年度	3,636	▲727	▲16.7%
H29年度	3,641	▲722	▲16.5%
H30年度	3,558	▲805	▲18.4%
R元年度	3,598	▲765	▲17.5%
R2年度	2,851	▲1,512	▲34.7%



(3) 今後の取組

設備機器の運用に関しては、現状の運用に係る取組を徹底していきます。そして、LED照明設備等のエネルギー消費効率の高い設備への更新を検討していきます。

省エネの取組と合わせて、排出係数の低い電気の導入や、公用車における電気自動車の利用促進等の新しい施策を検討していきます。

(参考) 下水処理 (終末処理場) に係る CO2 排出量

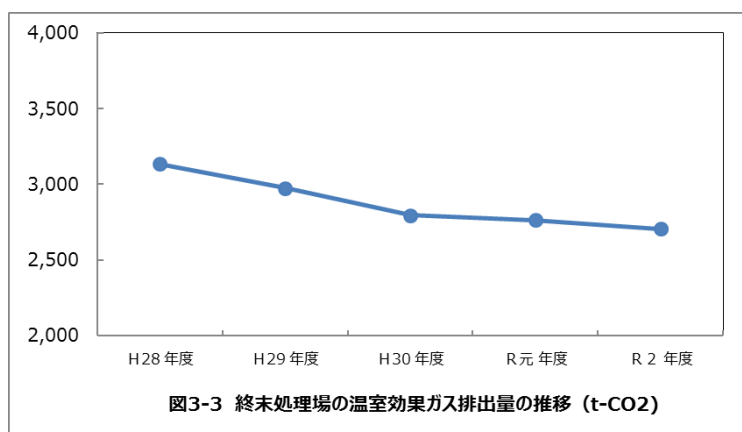
終末処理場の CO2 排出量の推移は表 3-4 のとおりです。

CO2 排出の主な要因は電気使用によるもので、終末処理場へ流入する汚水量の変動に合わせて、電気使用量も変動しています。

電気使用量及び汚水流入量は概ね横ばいですが、契約電力会社の基礎排出係数が減少したことで、CO2 排出量も減少しています。

表3-4 終末処理場の温室効果ガス排出量の推移

年度	総排出量 [t-CO ₂]	流入汚水量 [百万m ³]	電力使用量 [千kWh]	基礎排出係数 [kg-CO ₂ /kWh]	H28年比 [%]
H28 年度	3,135	10.228	6,259	0.500	-
H29 年度	2,975	9.986	6,122	0.486	94.9
H30 年度	2,796	9.993	5,875	0.475	89.2
R元 年度	2,762	10.010	5,903	0.468	88.1
R2 年度	2,706	10.110	5,910	0.457	86.3



※エネルギー起源 CO2 のみを集計しています。

4 主要な数値目標について

平成 28 年度実績を基準値とした、エネルギー使用量の削減目標 6 項目について説明します。

(1) 電気使用量

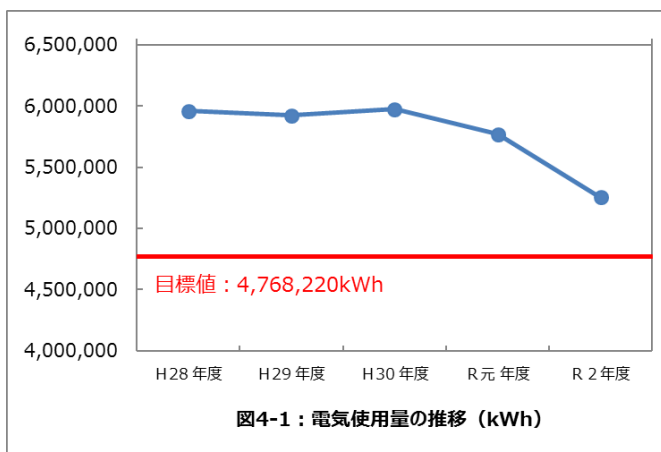


表4-1：電気使用量の推移

年度	使用量[kWh]	削減量(H28年比)	
H28 年度	5,960,275	—	—
R 元 年度	5,771,266	▲ 189,009	▲ 3.2%
R 2 年度	5,252,651	▲ 707,624	▲ 11.9%

概況

温室効果ガス排出量の原因の約 7 割を占めている電気使用量を、平成 28 年度実績値から 20 パーセント削減することを目標とします。

令和 2 年度実績は、5,252,651kWh と基準値から 11.9 パーセントの削減で目標未達となりました。

令和 2 年度は、市内小中学校へのエアコンの新規導入や、廃棄物処理関連施設の稼働増等の増加要因があったものの、新型コロナウイルス感染症対策により、多くの公共施設で利用休止をしたことで、前年度と比較すると使用量は 9.0 パーセントの削減となりました。

(2) 都市ガス使用量

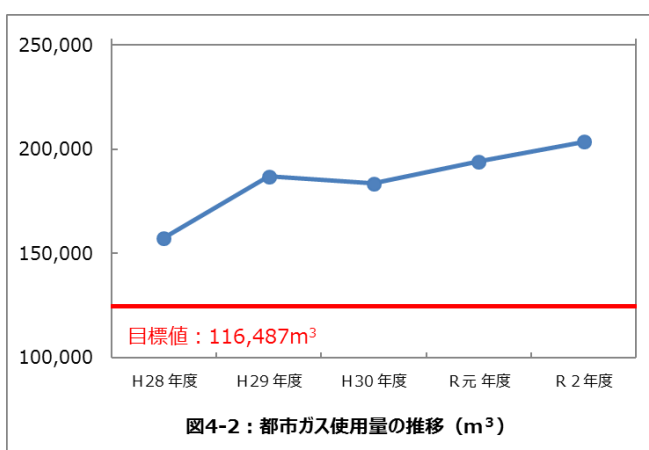


表4-2：都市ガス使用量の推移

年度	使用量[m³]	削減量(H28年比)	
H28 年度	157,415	—	—
R 元 年度	194,087	36,672	+23.3%
R 2 年度	203,654	46,239	+29.4%

概況

都市ガス使用量は、平成 28 年度実績値から 26 パーセント削減することを目標とします。

令和 2 年度実績は、203,654m³と基準値から 29.4 パーセントの増加となり、目標未達となりました。

新型コロナウイルス感染症対策で、窓を開けての換気に伴う空調効率の低下、マスク着用による熱中症対策として本庁舎の冷房設定温度の変更、分散勤務による土日出勤の増加に伴う本庁舎の空調使用の増加等により、前年度と比較すると使用量は 4.9 パーセントの増加となりました。

(3) プロパンガス使用量

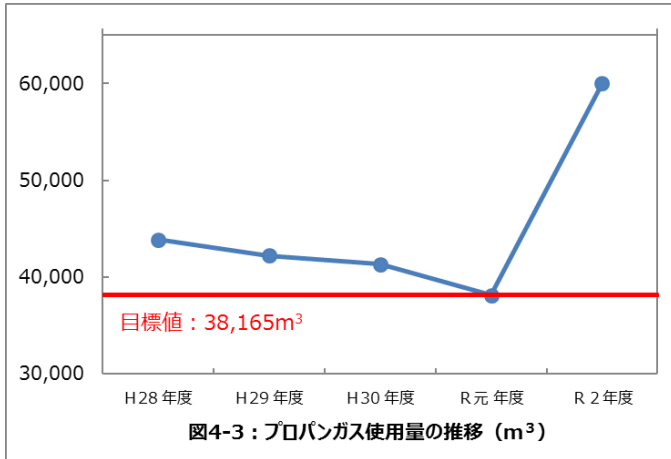


表4-3：プロパンガス使用量の推移

年度	使用量[m³]	削減量(H28年比)	
		削減量	削減率
H28年度	43,868	—	—
R元年度	38,111	▲ 5,757	▲13.1%
R2年度	60,040	16,172	+36.9%

概況

プロパンガスの使用量は、平成28年度実績値から13パーセント削減を目標とします。

令和2年度実績は、60,040 m³と基準値から36.9パーセントの増加で、目標未達となりました。

令和元年度までは、本庁舎や消防署で削減が進み、目標達成に近い水準となっていました。令和2年度は、市内中学校4校にガスエアコンを導入したことにより、使用量は前年度と比較すると57.5パーセントの増加となりました。

令和2年度の使用量をベースに目標を見直した上で、削減に取り組んでいきます。

(4) 灯油使用量

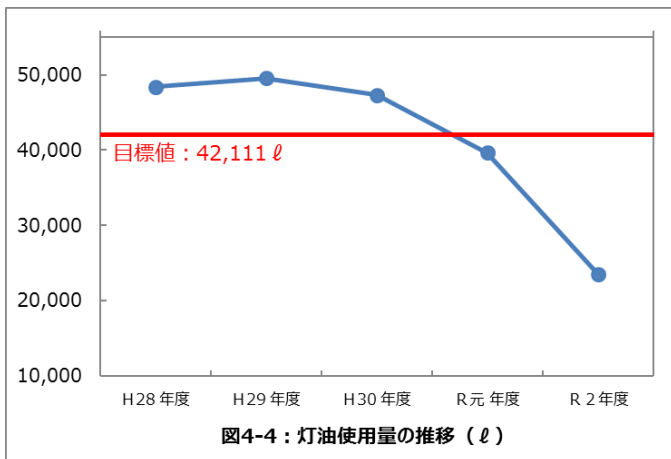


表4-4：灯油使用量の推移

年度	使用量[ℓ]	削減量(H28年比)	
		削減量	削減率
H28年度	48,404	—	—
R元年度	39,690	▲ 8,714	▲18.0%
R2年度	23,524	▲ 24,880	▲51.4%

概況

灯油の使用量は、毎年基準値度の1パーセントを削減するものとして、平成28年度実績値から13パーセント削減を目標とします。

令和2年度実績は、23,524 ℓと基準値から51.4パーセントの削減で、目標達成となりました。

令和2年度は、小中学校の暖房施設をエアコン使用に切り替えたことや、新型コロナウイルス感染症対策による公共施設の利用休止等により、使用量は前年と比較すると40.7パーセントの削減となりました。

引き続き、現在の使用水準を維持し、目標達成が継続できるように取り組めます。

(5) 公用車燃料使用量

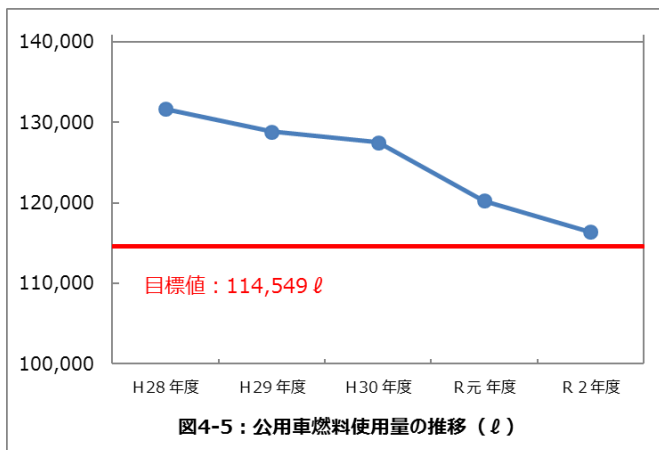


図4-5：公用車燃料使用量の推移 (ℓ)

表4-5：公用車燃料使用量の推移

年度	使用量[ℓ]	削減(H28年比)	
H28年度	131,666	—	—
R元年度	120,273	▲ 11,393	▲ 8.7%
R2年度	116,361	▲ 15,305	▲ 11.6%

概況

公用車の燃料使用量は、平成28年度実績値から13パーセント削減とします。

令和2年度実績は、116,361ℓと基準値から11.6パーセントの削減で目標未達となりました。

令和2年度は、自粛に伴う家庭ごみの増加による、ごみ収集車の燃料使用量の増加等がありましたが、新型コロナウイルス感染症対策による全庁的な外出自粛により、燃料使用量は前年と比較すると3.3パーセントの削減となりました。

現在の削減ペースをできる限り維持し、目標達成を目指していきます。

(6) 低燃費車の導入率

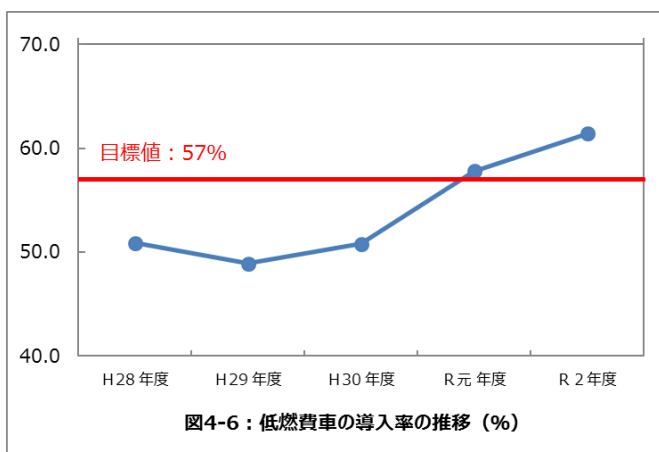


図4-6：低燃費車の導入率の推移 (%)

表4-6：低燃費車の導入率の推移

年度	導入率[%]	H28年差
H28年度	50.9	—
R元年度	57.8	6.9
R2年度	61.4	10.5

概況

市が保有する車両のうち国土交通省が定める自動車燃費目標基準を達成した車両及び電気自動車（以下「低燃費車」という。）が占める割合を、57パーセント以上とすることを目標とします。

令和2年度は、^{※6}九都県市指定低公害車を10台新規導入したことにより、低燃費車は184台中113台となり、導入率の目標を達成しました。

今後も現在の導入率を維持できるよう取組めます。

5 日常の環境配慮

温室効果ガス削減のために、職員が取組む、日常の環境配慮における具体的な取組の実施状況を各課単位でアンケート調査し、取りまとめました。

(1) 令和 2 年度の概況

第四次伊勢原市役所エコオフィスプランの開始年度である平成 30 年度からの推移を図 5-1 に示しました。環境配慮の取組は、「ほとんど実施」が 8 割以上で推移しており、概ね実施されています。

また、「ほとんど実施せず」の割合が比較的高い取組は、表 5-2 に示しました。

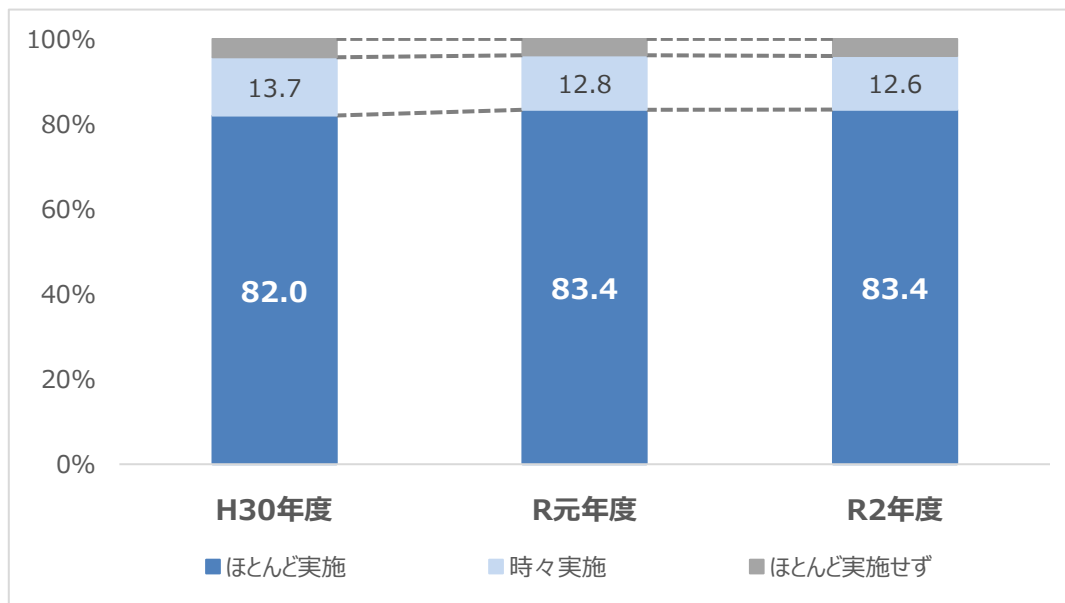


図 5-1 日常の環境配慮の推移 (%)

表 5-2 「ほとんど実施せず」が比較的多い項目 (令和 2 年度結果)

取り組み項目	ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
センサーやビルエネルギー管理システム (BEMS) 等の運転制御装置の導入を検討します	18.2%	18.2%	63.6%
環境保全に関する研修を計画的に実施します。	36.8%	26.3%	36.9%
夏季は、エアコン室外機に当たる直射日光を遮ります。	62.5%	8.3%	29.2%
間欠的な照明について、人感センサーを導入します。	42.9%	28.6%	28.5%
ごみ箱は、原則として各課 1 か所とします。	64.9%	15.8%	19.3%

(2) 令和 2 年度結果

(1) 全体的な取組

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	エレベーターの運転台数や運転時間を制限し、職員のエレベーターの使用は控え、階段を利用します。	96.2%	3.8%	0.0%
2	市役所本庁舎正面玄関からの職員の出入りは原則禁止します。	100.0%	0.0%	0.0%
3	クールビズ（節度ある軽装）、ウォームビズ（重ね着）に準じた服装を励行します。	100.0%	0.0%	0.0%
4	コーヒーマーカー等の厚生用電気機器の使用は、原則使用を禁止します。	89.3%	7.1%	3.6%
5	必要に応じ待機電力削減のために、コンセントを抜くエコタップ等を活用します。	65.5%	27.6%	6.9%

(2) パソコンその他 OA 機器に関する取組

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	昼休み時間の不必要なパソコンの使用を禁止します。	96.7%	3.3%	0.0%
2	離席時は、OA 機器電源オフ、ディスプレイの消灯を徹底します。	85.0%	15.0%	0.0%
3	OA 機器等電気機器の使用にあたっては省電力モード等を積極的に活用します。パソコンを一定時間操作しないで置いておく場合は、自動的にパソコンをシステムスタンバイの状態にします。	89.7%	10.3%	0.0%
4	新規購入や更新時には、エネルギー消費の少ない高効率な機器を優先的に採用します。	94.9%	2.6%	2.5%

(3) 照明設備に関する取組

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	業務改善を図り、ノー残業デー、休日出勤の削減を徹底し、必要な場合は部分点灯します。	84.7%	13.6%	1.7%
2	業務に支障ない範囲で、昼休み及び 17 時 15 分から 30 分まで一斉消灯します。	75.9%	20.7%	3.4%
3	照明器具を更新する際は、インバーター照明や LED 照明等の高効率照明へ計画的に切り替えます。	70.8%	25.0%	4.2%
4	照明器具を更新する際は、初期照度補正、調光制御のできる照明装置を導入します。	61.1%	27.8%	11.1%
5	間欠的な照明について、人感センサーを導入します。	42.9%	28.6%	28.5%

(4) 空気調和設備に関する取組

取組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	空調設備の温度管理は、室内温度が冷房時で28度、暖房時で19度を目安に管理します。	75.0%	17.9%	7.1%
2	電気ストーブ、扇風機等は、原則として使用しない。ただし、空調管理が適切にできない箇所は除きます。	88.1%	11.9%	0.0%
3	照明器具を更新する際は、インバーター照明やLED照明等の高効率照明へ計画的に切り替えます。	73.9%	17.4%	8.7%
4	夏季は、エアコン室外機に当たる直射日光を遮ります。	62.5%	8.3%	29.2%
5	カーテン、ブラインド等を活用して冷暖房の効率を向上させます。	95.3%	4.7%	0.0%
6	エアコンのフィルターや熱交換器のフィンを定期的に清掃・補修します。	90.0%	5.0%	5.0%
7	空気調和設備を更新する場合は、高効率な空調設備に更新します。	100.0%	0.0%	0.0%
8	センサーやビルエネルギー管理システム（※7BEMS）等の運転制御装置の導入を検討します	18.2%	18.2%	63.6%

(5) 冷温水発生機、熱源設備に関する取組

取組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	冷温水発生機の運転時間を管理し、冷温水の供給時間を短縮します。	71.4%	28.6%	0.0%
2	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で示される耐用年数を参考に、耐用年数を超えた吸収式冷温水発生機、温水ボイラー等高効率な熱源設備の更新に努めます。	71.4%	28.6%	0.0%
3	エネルギー消費効率の高い給湯器の更新に努めます。	63.6%	27.3%	9.1%

(6) 公用車、運転に関する取組

取組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	エコドライブを実践し、燃料の節約や排気ガス抑制に努めます。	98.2%	1.8%	0.0%
2	近距離の移動で荷物の搬送等特段の支障がない場合は徒歩での移動を心がけます。	87.7%	12.3%	0.0%
3	公用車の相乗りや合理的な経路を使用します。	98.2%	1.8%	0.0%
4	車両更新する際は、率先して低燃費、低公害車の導入に努めます。	81.0%	14.3%	4.7%

(7) その他環境へ配慮する取組

ア 水道使用量の削減

取組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	水の出っぱなしをやめ、こまめに蛇口を締める等日常的な節水を励行します。	96.6%	3.4%	0.0%
2	節水機器（節水コマ、節水型トイレ等）の導入を検討します。	68.8%	12.5%	18.7%
3	水漏れ点検を定期的実施します。	75.0%	15.0%	10.0%

イ ごみの減量化の推進

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	ごみ箱は、原則として各課 1 か所とします。	64.9%	15.8%	19.3%
2	ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。	100.0%	0.0%	0.0%
3	リユース・リサイクルできる製品を購入します。	77.6%	22.4%	0.0%
4	ごみの排出抑制（リデュース）を徹底します。	89.8%	10.2%	0.0%

ウ 紙類の削減

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	庁内 LAN（メール・ファイルサーバー）を活用し、電子媒体での情報共有、資料の共有化することで紙の使用枚数の削減を図ります。	95.0%	5.0%	0.0%
2	両面印刷の徹底、集約印刷機能を活用します。	98.3%	1.7%	0.0%
3	会議資料、事務資料は簡素化します。	90.0%	10.0%	0.0%
4	ホームページを活用し、外部向けの印刷物を削減します。	81.0%	19.0%	0.0%

エ 木材利用の推進

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	市施工土木工事等においては、間伐材等の神奈川県産木材及び神奈川県産木材を用いた製品を積極的に使用します。	80.0%	20.0%	0.0%

オ 環境にやさしい製品の購入

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	グリーン購入を推進します。(環境ラベル商品の優先的購入)	60.4%	32.1%	7.5%

カ その他

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	マイカー通勤を自粛し、公共交通機関及び自転車、徒歩通勤を促進します。	45.8%	47.5%	6.8%
2	環境保全に関する研修を計画的に実施します。	36.8%	26.3%	36.9%
3	各事業の中で環境に配慮するような内容を盛り込みます。	62.5%	21.9%	15.6%
4	環境保全活動及び研修会等に参加しやすい職場づくりに努めます。	80.7%	14.0%	5.3%

(3) 各課のコメント（※一部抜粋）

環境配慮に対し前向きなコメントを多く頂いている一方、現行の運用に合わない取組についてのコメントもいただいております。引き続き、業務に支障のない範囲での運用に御協力いただきますようお願いいたします。

環境配慮について

- ・多くの市民や団体等を対象とした事業が多く、会議資料などの資料提供が多いため紙の削減については難しい。可能な範囲で資料削減等に取り組んでいきたい。
- ・文書管理システムが導入されたため、できるだけ電子資料での回議を行い、紙の削減を図っていく。
- ・一斉消灯が困難な場合は、部分消灯を実施するなど、可能な限りの節電・エコ推進に努めていく。
- ・公用車を使用する必要性がない場所での開催を検討することで、公用車の使用頻度を削減し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。
- ・環境保全に対する視野を広げ、業務を遂行する必要がある。
- ・公用車での現場等への移動は、課員の業務調整により、できるだけ同乗して対応するなど、各自が省エネルギーへの意識をもって取り組んでいる。

検討課題等について

- ・時間外になった際に、窓口に来客中のことがあるため、一斉消灯が徹底出来ない。
- ・コロナ禍であるため、マイカー通勤を自粛することは難しい状況である。
- ・事務用品購入にあたって、環境ラベル商品が少ないことが多かった。
- ・根本的な空調の改善が望まれる。暑さ対策のために扇風機等の使用は必須だと考える。
- ・ノー残業デーの徹底については、業務の性質上なかなか難しい状況である。

6 公共事業における環境配慮状況

公共事業における環境配慮として設計・施工段階、管理段階、修理・解体段階を通じて、環境に配慮するための取組及び導入検討の割合を調査しました。割合は、検討状況→検討した課数/対象課数、取組状況→検討の結果、取組を行った課数/対象課数で算出しています。

(1) 令和2年度の概況

公共事業のいずれの段階においても、廃棄物、省資源に対しては、比較的高い割合で環境配慮の取組がされています。一方で、指針や基準の検討は取組の割合が低くなる傾向にあります。

(2) 令和2年度結果

(1) 設計・施工段階

総合的配慮

配慮項目	詳細説明	対象 課数	配慮の点検	
			検討状況	取組状況
施設整備に関する環境配慮技術 指針の整備	・指針の検討	4	50.0%	50.0%
構想段階での環境配慮、開発による環境影響の最小化	・自然環境の保全、造成の縮小、敷地のゆとりの確保、植生への配慮、水脈分断への配慮等	6	50.0%	50.0%
環境配慮を取り入れる仕組み ・基本構想、基本設計段階での協議の実施 ・配慮のチェック・指導の所管の設定	・施工方法、公害対策、効果とランニングコスト検証、再生資源利用促進、建築廃棄物の処理	8	75.0%	75.0%
請負者からの施工計画書確認と環境対策の記載指導	・施工計画書の受理・確認・指導 (請負業者への啓発も含める)	7	71.4%	71.4%
施設の長期使用等への配慮	・高耐久性構造・工法の採用等	5	60.0%	60.0%
入札参加者のISO認証等考慮	・認証考慮の検討	2	0.0%	0.0%

自然・野生生物・景観

配慮項目	詳細説明	対象 課数	配慮の点検	
			検討状況	取組状況
緑化と自然への配慮	・敷地、屋上の緑化、地元種による緑化、野生植物の移植、親水、空間の検討 など	2	75.0%	75.0%
公共施設緑化基準の再検討	・基準の検討	3	50.0%	50.0%
貴重な動植物の生息生育環境の保全	・既存樹木の活用、水場の設置、繁殖期の工事回避、野生動物の移動性の確保、現存する植生の保全 など	3	66.7%	66.7%
生息生育環境の整備	・小動物、魚類などに配慮した護岸整備などビotope事業	3	100.0%	100.0%

自然・野生生物・景観

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
生息生育環境の整備	・生態系への配慮としての緑のネットワークの検討と確保	6	66.7%	66.7%
景観との調和	・周辺環境との景観の調和	4	100.0%	100.0%
	・工事用防護壁のデザイン配慮	3	25.0%	25.0%

大気環境・騒音振動・電波障害等

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
燃料使用設備の検討	・低 Nox 対策等講じられた機器など環境配慮型設備の導入	3	66.7%	66.7%
空調設備等への配慮	・フロン、代替フロンを使用しない設備の導入	3	66.7%	66.7%
消火設備への配慮	・ハロン消火設備の使用禁止	3	0.0%	0.0%
騒音、振動対策等	・運搬台数、時間、ルート等の検討	5	40.0%	40.0%
	・無騒音、無振動工法、低騒音型 作業機械の採用	7	71.4%	71.4%
	・低騒音舗装の採用	2	100.0%	100.0%
	・防音パネルシートの採用	3	0.0%	0.0%
	・粉塵の飛散防止対策	6	50.0%	50.0%
電波障害など	・電波障害、日照障害、風害等の防止、施設の配置等検討	3	0.0%	0.0%

水環境への配慮

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
水質汚濁の防止	・下水道接続、合併浄化槽の設置	3	33.3%	33.3%
	・シールド等の工法での泥水、安定剤使用の抑制など	3	0.0%	0.0%
水循環の確保	・透水性舗装、浸透マスの設置	2	33.3%	33.3%
水利用の合理化	・中水道、雨水利用施設の検討	3	0.0%	0.0%
節水器具の検討	・感知式洗浄弁、自動水栓、節水コマ、流音発生装置の採用	3	33.3%	33.3%

省エネルギー

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
自然エネルギーの活用	・太陽光発電等の検討、自然光を取り入れる工夫、断熱性の向上	3	100.0%	100.0%
省エネルギー型設備の活用	・エレベーターの高度制御装置、省エネ型照明、空調、電力平準化設備、深夜電力利用機器等の導入検討	3	66.7%	66.7%
未利用エネルギーの利用	・ごみ焼却余熱等利用の検討	2	0.0%	0.0%

省資源

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
環境負荷の少ない資材の使用	・型枠など長期使用型資材、鋼製型枠等の採用など	5	80.0%	80.0%
再生資材の利用	・再生砕石、建設廃材、再生路盤材、再生合板など	5	100.0%	100.0%

廃棄物

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
建設副産物の発生抑制	・発生抑制工法、打ち込み型枠、鋼製型枠・足場の検討、包装・梱包材の簡素化 など	3	100.0%	100.0%
	・切土、盛土の現場利用	3	100.0%	100.0%
適正な処理・処分、再資源化	・現場内での有効利用	3	100.0%	100.0%
	・適正処理・処分の積算	6	83.3%	83.3%
	・再資源化施設への搬入検討	5	80.0%	80.0%

(2) 管理段階

自然環境

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
環境の保全、適正管理、配慮	・緑化の推進と維持管理	6	100.0%	100.0%
	・剪定木、落ち葉のリサイクル、美観の保持	7	85.7%	85.7%
生態系への配慮	・農薬、化学肥料の使用量抑制	3	100.0%	100.0%

大気・水環境

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
大気環境への配慮	・ボイラー等燃料使用量の抑制、排出基準の遵守、排出量等の把握	3	66.7%	66.7%
水環境への配慮	・水質汚濁物質の削減、排出基準の遵守、雨水利用施設等の適正管理、排出量の把握及び管理	5	80.0%	80.0%

廃棄物

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
廃棄物の分別保管施設等	・分別施設等の適正管理	9	88.9%	88.9%

(3) 修理・解体段階

大気環境など

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
粉塵拡散防止	・防水シート、散水の実施等	5	80.0%	80.0%
騒音振動の低減	・解体手順の検討、防音壁の設置、低騒音型作業機械の採用	5	80.0%	80.0%

廃棄物

配 慮 項 目	詳 細 説 明	対象 課数	配 慮 の 点 検	
			検討状況	取組状況
適正処理	・請負者の処理計画書の提出、処理状況の確認、分別排出の徹底指示、一部保管のためのストックヤードの整備	7	85.7%	85.7%
再資源化	・コンクリート塊、路盤材、残土など	6	83.3%	83.3%

7 用語解説

※1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律。温暖化対策推進法、温対法とも呼ばれている。

※2 温室効果ガス（GHG : Green House Gas）

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等が温室効果ガスに該当する。

※3 エネルギー起源 CO2

燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用に伴って排出される二酸化炭素のこと。日本では温室効果ガス排出量のうち、約 9 割をエネルギー起源 CO2 が占める。

※4 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。省エネ法とも呼ばれる。

※5 電気事業者別排出係数（基礎排出係数）

電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い排出された二酸化炭素の量（t-CO2）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量（kWh）で除して算出される。

※6 九都県市指定低公害車

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市で行う低公害車の指定制度。低燃費及び低排出ガスの両方を満たした自動車を指定している。

※7 BEMS（Building and Energy Management System）

「ビルエネルギー管理システム」と訳され、ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのこと。

 伊勢原市経済環境部 環境対策課

259-1188 神奈川県伊勢原市田中3 4 8 番地 TEL.0463-94-4737



第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン
令和2年度結果報告書

伊勢原市 経済環境部 環境対策課
令和3年10月発行

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン